

(写)  
30 西 監 第 71 号  
平成 30 年 8 月 10 日

西 東 京 市 長 丸 山 浩 一 殿  
西 東 京 市 議 会 議 長 小 幡 勝 己 殿  
西 東 京 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
木 村 俊 二 殿  
西 東 京 市 農 業 委 員 会 会 長  
村 田 秀 夫 殿

西 東 京 市 監 査 委 員 尾 崎 正 男  
西 東 京 市 監 査 委 員 橋 本 勇  
西 東 京 市 監 査 委 員 小 林 たつや

平成 30 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により、通知願います。

## 定期監査報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

### 第2 監査の対象

都市整備部 都市計画課  
教育部 教育指導課  
農業委員会事務局

### 第3 監査の範囲

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの各課における財務に関する事務及びその他の事務の執行

### 第4 監査の期間

平成30年4月2日から平成30年8月3日まで

### 第5 監査の基準

全国都市監査委員会の「都市監査基準」（平成27年8月27日施行）に準拠

### 第6 監査の実施内容

各課の事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

### 第7 監査の日程及び実施場所

- |        |                |              |
|--------|----------------|--------------|
| 1 実 査  | 平成30年5月30日、31日 | 実施場所：各課局執務室等 |
| 2 説明聴取 | 平成30年6月18日、19日 | 実施場所：監査委員室   |
| 3 講 評  | 平成30年7月18日     | 実施場所：監査委員室   |

### 第8 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ適正に行われているか。
- 2 収入、支出事務は、その根拠となる法令等に従って適正に、かつ、数値等に誤りがなく正確に執行されているか。
- 3 契約に関する事務手続は法令等の規定に沿って適正に行われているか。
- 4 現金、郵券の受払い、管理は適切に行われているか。
- 5 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか。
- 6 関係諸帳簿の整備記録、証拠書類等の整理、保管は適切に行われているか。
- 7 事務処理で法令等に違反するものはないか。

## 第9 監査の結果

財務に関する事務及びその他の事務の執行について、抽出の方法により監査を実施したところ、いずれの監査対象ともおおむね適正に執行されていると認められた。しかしながら、一部に改善を要する事項が見受けられたので、後述する。なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

### 1 個別的指摘事項

#### (1) 都市整備部 都市計画課

ア 主管課契約に関する事務について、実施起案に必要な事項の記載漏れ、仕様書の記載誤り、必要書類の添付漏れなどが見受けられた。  
「契約事務の手引き」等にのっとり適正な事務を行うべきである。

#### (2) 教育部 教育指導課

ア 主管課契約に関する事務について、実施起案に必要な事項の記載漏れや記載誤り、完了報告書等が提出されていないものが見受けられた。  
また、契約手続が遅延し書面による契約締結の前に業務が行われているもの、契約金額が 50 万円を超える業務委託を契約書ではなく請書で行っているもの、履行期間延長の契約変更時に支払条件を変更せず業務完了前に契約代金の支払いを終えているものがあった。  
「契約事務の手引き」等にのっとり適正な事務を行うべきである。

イ 文書事務について、西東京市文書管理規程では、事案の処理はすべて文書等により決裁を受けることを定めているが、教科用図書採択資料作成委員会及び特別支援学級教科用図書調査委員会（以下「委員会等」という。）へ諮問を行う起案と決裁、委員会等からの答申の収受と供覧が行われていなかった。  
また、諮問が教育長職務代理者名ではなく、教育部長名で行われていた。  
規程にのっとり適正な事務を行うべきである。

ウ 西東京市情報セキュリティポリシー等における記録媒体の取扱いについて、西東京市情報セキュリティポリシー及び西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順（以下「セキュリティポリシー等」という。）では、記録媒体を端末等に接続して使用する場合は、ネットワーク統括管理者及び情報システム管理者（以下「管理者等」という。）の許可を得、管理台帳による記録・管理を行い、機密性 2 以上の情報資産を使用する場合には、使用記録簿に記録することを定めている。  
しかしながら、管理者等の許可は得ているものの、管理台帳による記録・管理を行っていないものや使用記録簿に記録していないものが見受けられた。  
セキュリティポリシー等にのっとり適正な管理・運用を行うべきである。

エ 学校情報セキュリティポリシー等における記録媒体の取扱いについて、学校情報セキュリティポリシー及び同実施手順書（以下「学校情報セキュリティポリシー等」という。）では、学校における記録媒体の管理台帳や利用簿などの管理規定が整備されているが、教育情報センターで扱う学校ネットワークに接続する記録媒体については取扱いが明記されておらず、また、管理台帳等による管理がな

されていなかった。

情報セキュリティに係る事件や事故を未然に防ぐためにも、学校情報セキュリティポリシー等の見直しを図るべきである。

オ 西東京市公立小・中学校における教育研究活動に対する補助金について、西東京市公立小・中学校における教育研究活動に対する補助金の交付に関する事務取扱要綱では、実績報告書に領収書（写）などを添付して提出することを定めているが、領収書（写）の添付がないもの、購入金額の内訳が不明なものが見受けられた。

また、同要綱では、実績報告書が提出されたときは、書類の審査などを行うことを定めているが、領収書の原本を確認するなどの適正な審査が行われていなかった。

要綱にのっとり、適正な事務を行うべきである。

カ 西東京市立中学校スポーツ大会補助金について、西東京市立中学校スポーツ大会補助金交付要綱には、補助対象経費についての規定がなく、実績報告書に添付する必要書類（領収書）についても、様式に記載があるものの要綱本文に規定がなかった。

また、実績報告書には、飲料代など補助対象経費として疑義のあるもの、購入金額の内訳が不明なものが見受けられた。

要綱の見直しを図るとともに、適正な事務を行うべきである。

### (3) 農業委員会事務局

ア 補助執行及び委任について、市長の権限に属する事務の補助執行及び委任に関する規則では、市長は、負担金、補助金及び交付金の請求に関することを農業委員会事務局長に補助執行させることを定めているが、産業振興課長決裁で処理されているものが見受けられた。

また、同規則では、所掌事務に係る1件の所要経費予定額50万円以下の契約を農業委員会事務局長に委任するとともに、1件500万円未満の支出負担行為を農業委員会事務局長に補助執行させることを定めているが、契約及び支出負担行為において農業委員会事務局長決裁ではなく、農業委員会長決裁で処理しているものが見受けられた。

規則にのっとり適正な事務を行うべきである。

イ 公印の使用について、西東京市公印規則では、西東京市長産業振興課専用印（以下「専用印」という。）の用途を産業振興課事務に関する各種通知用と定めているが、西東京市長印を使用すべきところ、専用印を押印しているものが見受けられた。

規則にのっとり適正な事務を行うべきである。

## 2 意見要望事項

今回の監査では、指摘事項でも述べたとおり、契約事務、文書事務、公印の取扱い、情報セキュリティ対策等において、不適正な事務処理が見受けられた。

これまでも契約事務や情報セキュリティ対策等については、相手方との権利・利害

に関する紛争や個人情報流失等の重大な事件・事故等を未然に防止することを目的とし、比較的軽易と思われる事務処理誤りであっても指摘事項として取り上げ、特に慎重を期した事務処理を求めてきたところである。

庁内における事務処理については、防止策として様々な事務処理マニュアルを整備し、庁内掲示板等により周知徹底を図るとともに、研修等の取組も積極的に行うなど、事務改善の対策を講じているところであり、指摘の多くはこれらを活用することにより容易に防止することができるものである。

今後、各所管部署においては、これらの方策の重要性を十分に認識し、積極的に活用するとともに、これまでの取組を定期的に検証し、その結果を事後の事務処理に反映できるよう努められたい。

## 監査対象課の概要

### 【都市整備部都市計画課】

○分掌事務（平成 30 年 3 月 31 日現在）

- 都市計画担当
- (1) 都市整備施策に係る基本的な企画及び調査研究に関すること。
  - (2) 都市づくり施策に係る総合調整に関すること。
  - (3) 都市計画マスタープランに関すること。
  - (4) 都市景観に関すること。
  - (5) 福祉のまちづくりに関すること。
  - (6) 都市計画生産緑地地区に関すること。
  - (7) 公共交通等の計画及び運行に関すること。
  - (8) コミュニティバスに関すること。
  - (9) 交通安全対策の調査、計画及び調整に関すること。
  - (10) 地区計画に関すること。
  - (11) 市街地再開発事業に関すること。
  - (12) 部内の連絡調整及び課内の庶務に関すること。

- 開発調整係
- (1) 宅地開発指導並びに開発行為の協議及び同意に関すること。
  - (2) 人にやさしいまちづくり推進計画に関すること。
  - (3) 優良住宅及び優良宅地の認定に関すること。
  - (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に基づく土地の買取りの申出等に関すること。
  - (5) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地売買の届出に関すること。

(1) 職員の配置状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

(単位：人)

部長	担当部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
1	1	1						1	4	1	6					15

(2) 平成 29 年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
<b>【土木総務費】</b>								
03 コミュニティバス運行事業費	139,276,000	119,322,116	19,953,884	0	26,979,000	0	0	92,343,116
<b>【都市計画総務費】</b>								
02 一般管理事務費	4,849,000	4,072,216	776,784	42,000	37,000	0	0	3,993,216
03 都市計画審議会費	790,000	537,854	252,146	0	0	0	0	537,854
04 地域公共交通会議事務費	78,000	59,440	18,560	0	0	0	0	59,440
05 土地取引適正化事務費	77,000	28,322	48,678	0	16,000	0	0	12,322
06 良好な景観づくり事業費	15,963,000	15,760,473	202,527	0	7,870,000	0	0	7,890,473
07 人にやさしいまちづくり事業費	1,117,000	1,027,914	89,086	0	253,000	0	0	774,914
08 ひばりヶ丘駅北口バリアフリー化事業費	39,267,000	38,773,910	493,090	19,387,000	77,000	18,400,000	0	909,910
合計	201,417,000	179,582,245	21,834,755	19,429,000	35,232,000	18,400,000	0	106,521,245

(市民 1 人当たり決算額) ※1

(単位：円)

		事業費	人件費 ※2	合計	市民 1 人当たり決算額 ※3
決算額		179,582,245	97,234,114	276,816,359	1,375
内訳	特定財源	73,061,000	357,000	73,418,000	365
	一般財源	106,521,245	96,877,114	203,398,359	1,010

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民 1 人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員（嘱託員は含まない。）に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(平成 30 年 3 月末日現在の住民基本台帳人口：201,292 人)

## 【教育部教育指導課】

○分掌事務（平成 30 年 3 月 31 日現在）

- 指導係
- (1) 教育指導方針並びに教育課程の整理及び改善に関すること。
  - (2) 教職員の研修及び指導に関すること。
  - (3) 教科用図書の採択及び報告並びに教師用教科書及び指導書に関すること。
  - (4) 教具及び教材の指導に関すること。
  - (5) 研究奨励に関すること。
  - (6) 児童及び生徒の健全育成並びに学校の安全教育に関すること。
  - (7) 社会科見学、移動教室及び鑑賞教室の実施に関すること。
  - (8) 特別支援教育に係る児童及び生徒の指導に関すること。
  - (9) その他教育全般の指導に関すること。
  - (10) 課内の庶務に関すること。
- 教職員係
- (1) 教職員の任免の内申及び服務その他人事に関すること。
  - (2) 教職員の給与に関すること。
  - (3) 教職員の福利厚生に関すること。
  - (4) 教職員の調査及び統計に関すること。
  - (5) 教職員の職員団体に関すること。
  - (6) 学校の組織及び編制に関すること。
  - (7) その他教職員に関すること。
- 教育情報係
- (1) 教育情報センターの管理運営に関すること。
  - (2) 情報教育の支援に関すること。
  - (3) 学校教育のセキュリティーポリシーに関すること。
  - (4) 学校ネットワークに関すること。
  - (5) 委員会内の所管する電子計算組織の整備及び管理並びに電子計算業務の情報管理に関すること。

(1) 職員の配置状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

(単位：人)

部長	参与	副参与	課長	主幹	統括指導主事	指導主事	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
			1	1	1	3	1		2	2	2	2					15

※上記職員のほか、嘱託員として、スクールアドバイザー 2 人が配置されている。

※指導主事は、都費負担職員である。



(2) 平成 29 年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳					
				特定財源				一般財源	
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他		
<b>【教育指導費】</b>									
01	一般管理事務費	48,963,000	46,951,818	2,011,182	0	0	0	0	46,951,818
02	教職員人事管理事務費	7,242,000	3,529,003	3,712,997	0	3,293,000	0	0	236,003
03	教職員給与等支給事務費	1,320,000	852,784	467,216	0	70,000	0	0	782,784
04	教職員健康管理費	6,603,000	4,736,976	1,866,024	0	0	0	0	4,736,976
05	教職員研究指導事業費	9,702,000	8,284,712	1,417,288	0	0	0	0	8,284,712
06	教職員研修費	3,905,000	3,339,263	565,737	0	1,345,000	0	0	1,994,263
09	生活指導等健全育成推進事業費	16,488,000	15,812,357	675,643	0	25,000	0	0	15,787,357
10	公立小中学校作品展事業費	853,000	820,592	32,408	0	0	0	0	820,592
11	日本語適応指導事業費	1,450,000	1,341,383	108,617	0	0	0	0	1,341,383
12	地域教育協力者活用事業費	13,538,000	11,324,617	2,213,383	0	36,000	0	0	11,288,617
14	外国人英語指導事業費	26,162,000	24,960,613	1,201,387	0	0	0	0	24,960,613
15	情報教育推進事業費	327,704,000	323,532,068	4,171,932	0	37,447,000	0	0	286,085,068
16	家庭の教育力向上支援事業費	630,000	558,554	71,446	0	0	0	0	558,554
17	オリンピック・パラリンピック教育推進校事業費	8,533,000	7,359,643	1,173,357	0	7,160,000	0	0	199,643
18	日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業費	1,039,000	839,233	199,767	0	839,233	0	0	0
19	スーパーアクティブスクール事業費	300,000	299,879	121	0	299,879	0	0	0
20	道徳教育推進拠点校事業費	459,000	399,275	59,725	0	399,275	0	0	0
21	英語教育推進地域事業費	6,520,000	5,938,208	581,792	0	5,938,208	0	0	0
22	学力向上対策事業費	2,011,000	2,009,566	1,434	0	652,000	0	0	1,357,566
23	持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業費	632,000	449,550	182,450	0	449,550	0	0	0
<b>【教育振興費】</b>									
01	小学校教育振興事業費	45,062,000	37,677,598	7,384,402	0	0	0	0	37,677,598
02	小学校特別支援学級運営費	4,218,000	2,492,458	1,725,542	0	0	0	0	2,492,458
<b>【教育指導費】</b>									
01	副読本関係費	1,941,000	1,210,680	730,320	0	302,000	0	0	908,680
02	小学校校外学習活動事業費	2,128,000	2,077,060	50,940	0	0	0	0	2,077,060
<b>【教育振興費】</b>									
01	中学校教育振興事業費	12,667,000	8,597,120	4,069,880	0	0	0	0	8,597,120
02	中学校特別支援学級運営費	2,263,000	1,947,816	315,184	0	0	0	0	1,947,816
<b>【教育指導費】</b>									
01	スポーツ大会等事業費	1,210,000	1,168,000	42,000	0	159,000	0	0	1,009,000
02	中学校校外学習活動事業費	194,000	141,330	52,670	0	0	0	0	141,330
03	夢・未来講演会事業費	987,000	827,960	159,040	0	0	0	0	827,960
合 計		554,724,000	519,480,116	35,243,884	0	58,415,145	0	0	461,064,971

(市民 1 人当たり決算額) ※1

(単位：円)

		事業費	人件費 ※2	合 計	市民 1 人当たり決算額 ※3
決	算 額	519,480,116	112,523,341	632,003,457	3,140
内	特 定 財 源	58,415,145	5,277,000	63,692,145	316
訳	一 般 財 源	461,064,971	107,246,341	568,311,312	2,823

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民 1 人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員（嘱託員は含まない。）に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(平成 30 年 3 月末日現在の住民基本台帳人口：201,292 人)

## 【農業委員会事務局】

○分掌事務（平成 30 年 3 月 31 日現在）

- (1) 委員会に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (4) 規則及び訓令に関すること。
- (5) 予算に関すること。
- (6) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に定められている農地事務に関すること。
- (7) 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 6 条に関すること。
- (8) その他関係法令に定められた事務に関すること。

(1) 職員の配置状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	併任	合計
															4	4

※事務局長は生活文化スポーツ部主幹との併任であり、それ以外の事務局職員は産業振興課職員との併任である。

(2) 平成 29 年度決算の状況

（事業別）

（単位：円）

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳					
				特定財源				一般財源	
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他		
【農業委員会費】									
01 農業委員会費	12,070,000	11,702,747	367,253	0	0	0	0	0	11,702,747
【農業振興費】									
01 農業振興対策事業費	3,000	2,900	100	0	0	0	0	0	2,900
合計	12,073,000	11,705,647	367,353	0	0	0	0	0	11,705,647

（市民 1 人当たり決算額） ※1

（単位：円）

		事業費	人件費 ※2	合計	市民 1 人当たり決算額 ※3
決算額		11,705,647	33,070,070	44,775,717	222
内訳	特定財源	0	1,393,000	1,393,000	7
	一般財源	11,705,647	31,677,070	43,382,717	216

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民 1 人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員（嘱託員は含まない。）に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

（平成 30 年 3 月末日現在の住民基本台帳人口：201,292 人）